

## 平成 28 年度 第 3 回大和市下水道運営審議会会議録 (抜粋)

日 時：平成 28 年 11 月 15 日 (火) 午前 10 時～12 時

場 所：市役所 5 階 第 5 会議室

(使用料改定の審議後、北部浄化センターの見学)

出席者：河端恵美子委員、扇原博委員、齋藤俊衛委員、石岡嘉彦委員、  
古川久美子委員、西岡久子委員、前田吉昭委員、鵜飼巡子委員、  
大井忠雄委員、中村達也委員、沼尻港委員  
市側 (都市施設部長、他事務局職員 5 名)

### 主な質疑内容の要約

#### (1) 下水道使用料の改定 (案) について

①質 疑:料金を改定した場合、資本費算入率が75%となる見込みですが、100%に届かなくてもこの分は上げたいということなのか。この75%は平成33年3月31日までの3カ年分を検討するという事なのか。

(事務局)

答 弁:平成30年4月1日から33年3月31日までの3カ年をトータルして、75%にしたいと考えている。この段階では10.8億円の負担を引き続きしなければならぬが、今回の改定においては資本費算入率を75%とし、下水道使用料を上げたいと考えている。

②質 疑:下水道の普及率は、平成27年度で95.1%とあるが、実際に料金を支払っている割合はどのくらいか。また、下水道使用料の支払いについて軽減措置のようなものはあるのか。

(事務局)

答 弁:下水道使用料の収納率について、平成27年度は97.87%である。下水道の条例の中で、減免という規定があり、生活保護者、中国残留邦人帰国者に対して減免の措置を行っている。また特別に、平成27年度は東日本大震災の罹災者の方にも減免を行っている。

③質 疑:95.1%の下水道の普及率ということは、残りの4.9%はどういう状況なのか。

(事務局)

答 弁:区画整理は終わっているが、まだ接続されていないところや、貸家やアパートなどで、建て替えのときに接続しようと考えているが、建て替えが未定

のため接続していないというところがある。

④質 疑:大和市の中で、現在汲み取りはあるのか。

(事務局)

答 弁:まだ何件かあると思う。

⑤質 疑:公共下水道に接続できる状況下で、接続の可否を選ぶことはできるのか。

(事務局)

答 弁:それはできない。接続をしたくないという方には、常に文書で接続をお願いしている。

⑥質 疑:埼玉などに行くと、井戸を掘ってそこに家庭雑排水を流し込む処理方法があるが、大和市ではそれをやると違法なのか。

(事務局)

答 弁:いいえ。調整区域では、まだ雨水管も入っていなかったり側溝もないというところがけっこうあるので、そういうところでは穴を掘って浸透処理しているのがほとんどである。

⑦質 疑:貧困家庭に対して、水道料金、下水道料金の軽減措置はあるのか。

(事務局)

答 弁:水道料金については、県の取り扱いになるので、詳しい規定はわからない。また貧困の判断基準についてもわからない。ただ、下水道に関して言えば、使用料を減免するような軽減措置は行っていない。

⑧質 疑:50年超の管渠に対して、耐震化の方針などはあるのか。

(事務局)

答 弁:今の段階では、国からの指針等はない。

⑨質 疑:今後、国のほうでガイドライン等が示されれば、それに従って維持管理費は増えるのか。

(事務局)

答 弁:当然費用については増えてくる。